

佐世保工業高等専門学校校務執行会議規程

(令和4年10月4日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、佐世保工業高等専門学校教員組織規程第12条第2項の規定に基づき、佐世保工業高等専門学校校務執行会議（以下「校務執行会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 校務執行会議は、最高意思決定機関として管理運営に関する重要事項を審議し、校務の円滑な運営を図ることを目的とする。

(審議事項)

第3条 校務執行会議は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 学則その他規則の制定改廃に関する事。
- 二 予算の方針に関する事。
- 三 施設、整備計画に関する重要な事。
- 四 組織、管理運営に関する事。
- 五 教員人事に関する事。
- 六 教育活動等の将来構想・計画に関する事。
- 七 地域社会における本校の役割に関する事。
- 八 運営会議に諮るべき事項の整理に関する事。
- 九 国際交流及び留学生交流協定等に関する事。
- 十 その他校長が必要と認めた事項

(組織)

第4条 校務執行会議は、次の掲げる委員をもって組織する。

- 一 校長
- 二 筆頭副校長
- 三 副校長
- 四 教育システム点検室長
- 五 事務部長
- 六 総務課長及び学生課長
- 七 その他校長が必要と認めた者

(議長)

第5条 校務執行会議は、校長が招集し、その議長となる。

- 2 校長に事故あるときは、あらかじめ校長が指名した者がその職務を代行する。

(会議)

第6条 会議は、委員の3分の2以上の出席により成立する。

- 2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(開催)

第7条 校務執行会議は、原則として毎月1回開催する。ただし、校長が必要と認めた場合は、臨時に開催することができる。

(委員以外の者の出席)

第8条 校長が必要と認めた場合は、第4条各号に定める委員以外の者を校務執行会議に出席させ、意見を求めることができる。

(臨時機関)

第9条 校務執行会議に、校長が特に必要と認めた特定の重要事項について審議するため、臨時機関を置くことができる。

2 臨時機関に関する必要な事項は、別に定める。

(事務)

第10条 校務執行会議の事務は、総務課において処理する。

附 則

この規程は、令和4年10月4日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和7年1月14日から施行する。

附 則 (令和8年3月3日一部改正)

この規程は、令和8年4月1日から施行する。